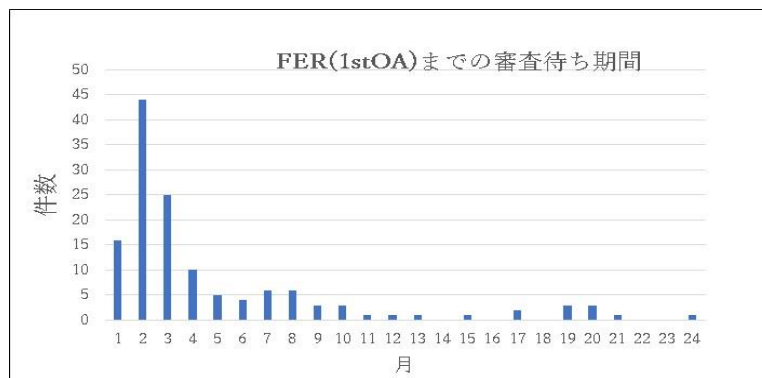


インド特許庁における審査待ち期間とバックログ

2022年12月9日
河野特許事務所
弁理士 安田 恵

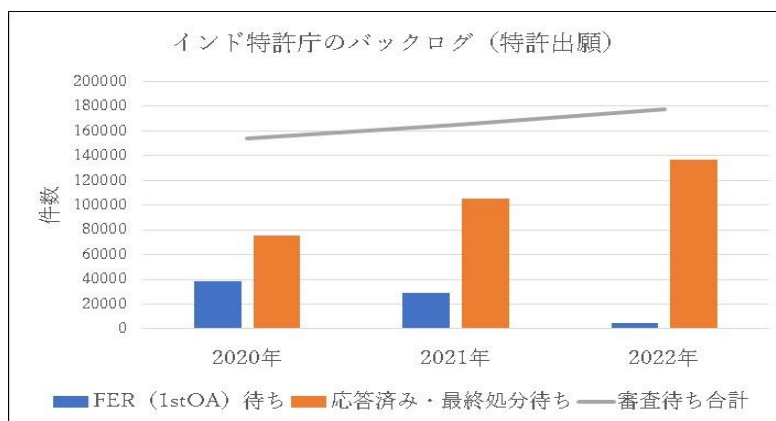
1. 審査待ち期間

近年、インド特許庁における審査待ち期間（審査請求を行ってから審査結果を受け取るまでの時間）が短縮化されています。下のグラフは、審査待ち期間のおおよその傾向を示したヒストグラム¹です。横軸は審査待ち期間（月）、縦軸は件数を示しています。多くの場合、審査請求を行ってから数ヶ月～半年程度、遅くとも1年以内に日本の拒絶理由通知書に相当する最初の審査報告（FER）を受け取ることができます。日印PPHは2022年11月20日をもって終了し（現在、再開に向けてインド政府と交渉中）²、もはや日印PPHをはじめとする早期審査請求を行う必要が無いと言われることもあります。



2. 特許出願の審査バックログ

ところが、FERに対して意見書を提出したところ、1～2年経ってもインド特許庁からの応答も無く、困惑しているという声を聞きます。インド特許庁で何が起きているのでしょうか。下のグラフ³はインド特許庁におけるバックログの実態を示したものです。



青色のバーは、F E R通知待ちの特許出願の件数を示しています。オレンジ色のバーは、応答書（意見書及び補正書）が提出された最終処分待ちの特許出願の件数を示しています。2020年の時点において約3.8万件あったF E R待ちの件数は年々減少しており、2022年（7月）の時点においては4500件未満になっています。その一方、2020年時点で約7.6万件あった最終処分待ちの案件は年々増加しており、2022年（7月）の時点においては約13.7万件に増加しています。13.7万件は、インドの年間特許出願件数の約2.5倍に相当する件数です。F E R通知待ちとなっていた特許出願が最終処分待ちの案件となって滞留していることが分かります。

グレーの折れ線は、F E Rに対する応答書未提出の案件を含む、審査係属中の特許出願の総数を示しています。審査バックログの総数は、F E R通知待ち期間の短縮とは裏腹に増加しています。

3. まとめ

以上の通り、インド特許庁における審査待ち期間（F E R通知待ち期間）が短縮されていますが、インド特許庁における審査バックログの根本的な解決には至っていないと思われます。このような審査待ちの現状を念頭に置いて、権利化を進めていく必要があります。

以上

¹ 2022年12月1日付けで発行されたF E R（181件）について、審査請求日からF E R発行日までの期間を計算し、ヒストグラムを作成しました。審査待ち期間25か月以上あった案件については、見易さを考慮し、グラフから除外しました。

² https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/pph/japan_india_highway.html

³ 「PENDENCY REPORT FOR PATENTS, TRADEMARKS, DESIGNS & COPYRIGHT (as on 31-07-2022)」、「同(as on 28-02-2021)」、「同(as on 31-01-2020)」を元に筆者が作成しました。

https://ipindia.gov.in/writereaddata/Portal/Images/pdf/PENDENCY_REPORT_IN_THE_OFFICE_OF_CGPDPTM_31-07-2022.pdf

https://ipindia.gov.in/writereaddata/Portal/Images/pdf/Report_on_Pendency_in_IPO_upto_February_2021.pdf

https://ipindia.gov.in/writereaddata/Portal/Images/pdf/Report_on_Pendency_in_IPO_upto_January_2020.pdf